

税外の未収金対策について

1 経緯（概要）

平成 23 年度末において収入未済額は約 132 億円となり、その内訳は県税約 65 億円、県税以外約 67 億円であり、その解消は県財政運営上大きな課題になっています。

このうち、税外の未収金対策については、貸付金、負担金、使用料、弁償金、代執行費等多種多様であり、所管も 11 部局と多岐にわたることから、それぞれが独自に取り組み、これまでは全庁的に統一された取組がなされていませんでした。

税外未収金の対応にあたっては、関係部局が所管する債権の種類が多様であり、かつそれぞれの部局の取組状況は一様でないことから、全庁的な未収金対策について各部局と連携して、共通する課題について統一的な取扱いを定め事務の効率化に繋げる検討を行うことが不可欠となります。

こうしたことを踏まえ、平成 24 年度から全庁的な税外の未収金対策として、それぞれの事業を行う所管部局が債権回収の責任を担うということを原則としたうえで、共通する課題について統一的な取扱いや手続、基準等を定めることで、債権管理の公平・公正を確保するとともに事務の迅速化や効率化を図り、未収金の縮減へ向けた取組を行っています。

2 平成 24 年度の取組

(1) 「三重県債権管理推進会議」の設置

債権管理の適正化を担う全庁横断的な推進組織として、「三重県債権管理推進会議」を平成 24 年 5 月 31 日に設置しました。

○ 債権管理推進会議の概要

座 長 総務部担当副知事

組 織 関係部局長等

所掌事務 情報共有化及び下記事項の検討

① 税外債権に関する状況把握

② 債権管理に係る方針の作成

③ その他債権管理の一層の適正化の推進

そ の 他 協議機関として財務主管課長等による連絡調整会議を設ける。

(2) 「税外債権に関する実態調査」の実施

税外未収金に対する全庁的な取組の枠組みを構築するにあたり、各債権の管理状況等を把握し、また、課題の整理を行うことを目的として実態調査を実施しました。

ア 調査期間：平成24年6月～10月

イ 調査対象：県の保有する税外債権（一般、特別、企業会計）（H23決算ベース）

ウ 調査内容

調査票調査：未収金額、件数などの決算（見込）数値、法的根拠、回収方法、問題点 等

ヒアリング調査：債権管理方法の実態確認、先進事例の把握 等

エ 調査対象数

調査票調査数	76債権
ヒアリング調査数	30債権(39.5%) (金額ベースの抽出率 99.3%) (未収金額500万円以上の債権を抽出)

(3) 「三重県債権管理適正化指針」の策定

税外の未収金対策として、実態調査・課題の整理・庁内検討を経て、債権管理事務のガイドラインとして「三重県債権管理適正化指針」を作成しました。本年度からは同指針に基づいた債権管理の取組により未収金の縮減を目指していきます。

ア 目的

これまで、各部局単位や債権単位で行っていた、債権の発生から消滅までの基本的な債権管理の手続に共通する課題について、統一的な取扱いを定めることで管理事務の効率化に繋げ、あわせて、制度の改善や未収金の状況の情報提供を進めます。

イ 債権管理の基本姿勢

債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて財政上最も県の利益に適合するように処理しなければならないとしています。

ウ 実施時期

この指針は、平成25年4月1日から実施しています。

各債権担当課においてはこの指針に基づき、速やかに内部規定を整備します。

3 平成25年度の取組

昨年度策定した、指針に基づいて以下の具体的取組を行います。

- ・債権管理簿の統一、督促手続の統一〔平成25年4月〕
- ・債権毎の債権処理計画(暫定版)の策定〔6月～8月〕
 - ※ 暫定版は債権処理計画のうち取組方針のみを記載したもの。
- ・債権毎の債権処理計画の策定・公表〔9月又は10月〕
 - ※ 予算決算常任委員会での各部局長からの報告を予定
- ・徴収強化月間の実施〔11月又は12月〕
- ・債権管理にかかる自己検査〔26年1月末まで〕
- ・統一ルール作成
(徴収停止、履行延期の特約等、不納欠損基準、延滞金減免基準、履行期限の繰上げ)

4 債権管理に関する残された課題への対応について

(1) 今後の課題について

今回策定した指針に沿った手続を行ったとしても、なお一部の未収金において、債務者が遠隔地などのため迅速な対応が困難なものや、行方不明などのため長期間の債権管理が必要となるといった課題があります。

これらの課題を解消し、迅速な債権回収を図るとともに回収可能な債権の徴収業務等に県の経営資源を集中するためには、訴えの提起、和解や債権放棄の手続の見直しについても視野に入れた検討が必要であることから、他県における条例や規則の状況などの債権管理事例の確認を行ったところです。

(2) 他都道府県等の状況

他県における条例や規則の状況など債権管理事例の確認を行った結果は次の通りです。

ア 訴えの提起・和解にかかる委任専決の状況（地方自治法 180 条によるもの）

債権管理に活用可能な委任専決の事例（県営住宅に関するものを除く。）は次のとおりです。

(ア) 訴えの提起の事例（11 都道府県）

三重県、広島県、香川県	〔支払督促に限定〕
北海道、東京都	〔金額要件で指定〕
栃木県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、広島県	〔歳入徴収に限定〕
茨城県	〔軽易なもの〕

※ 広島県において 2 件の指定があり総数は 12 件となります。

(イ) 和解・調停の事例（8 都道府県）

三重県、香川県	〔支払督促に限定〕
北海道、東京都	〔金額要件で指定〕
鳥取県、島根県、岡山県、山口県	〔歳入徴収に限定〕

(ウ) 権利の放棄の事例（13 都道府県）

※ 一定金額以下の軽易な債権放棄を、議決により委任したもの。

秋田県、茨城県、群馬県、千葉県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、島根県、岡山県、香川県

イ 債権管理条例における債権放棄にかかる条項について

(1) であげた課題を解消するための手段としていわゆる「債権管理条例」を制定してその解消を図っている都道府県がありますが、その債権管理条例を制定済みなのは、東京都、大阪府、京都府、岡山県の 4 都府県となっており、それぞれの条例における詳細は次のとおりです。

※ 県内市町においては名張市において条例を制定済

(ア) 東京都（東京都債権管理条例）〔平成 20 年 3 月〕

・時効期間が経過し、時効の援用をすると見込まれるとき

※ マニュアルにおいて詳細を規定

(イ) 大阪府（債権の回収及び整理に関する条例）〔平成 22 年 11 月〕

・徴収停止後「無財産（事業休止又は所在不明に限る。）」又は「少額」の事由が 3 年継続した非強制徴収公債権及び私債権

・消滅時効期間が経過した「無財産」「生活窮迫」「所在不明及び財産不明」の事由のある私債権

(ウ) 京都府（京都府債権の管理に関する条例）〔平成 23 年 7 月〕

・消滅時効が完成し、居所が不明の場合等

※ 詳細を条例（及び条例から委任された規則）で明示

(エ) 岡山県（岡山県債権管理条例）〔平成 25 年 3 月〕

- ・時効の期間が経過したとき
 - ・法令の規定により債務者がその責任を免れたとき
 - ・債務者が死亡し相続人が不存在の場合等に、相続財産の価額が強制執行の費用等を超えないと見込まれるとき
 - ・「徴収停止後 3 年を経過」、「強制執行等の措置をとっても履行されない」等に該当し、無資力等で資力の回復が困難なとき
- ※ その他、一定の条件の場合に一部放棄を含む和解についても規定

(3) 今後の検討の方向性について

本県においては、これまで債権放棄の明確な基準が不明であり、債権放棄の手続が行われてきませんでした。他県の状況をみると、近年、先進的な取組を行っている都府県において債権管理に関する条例を制定し、債権放棄を可能としている事例や、委任専決の指定の範囲を歳入徴収に拡大するなど、委任専決を活用し訴えの提起や和解の迅速な対応を行っている事例がありました。

こうした他県での条例制定の状況も踏まえて、本県でも長期管理債権の解消も視野に入れた債権管理に関する条例について検討していきますが、どのような条件であれば債権放棄をやむを得ないと判断するのか等について、慎重な検討が必要であると考えています。

また、債権回収を迅速化するため、訴えの提起や和解にかかる委任専決の範囲拡大についても、他県の状況を踏まえ慎重に検討したうえで、議会のご判断を仰ぎたいと考えています。

5 想定される債権管理にかかる条例の概要について

(1) 条例として検討すべき内容

- 債権管理の基本姿勢
- 全庁的な債権管理体制の整備
 - ・債権管理簿等の整備
 - ・各部局に債権管理者を設置
 - ・債権管理調整会議の設置
- 税外未収金の状況の情報提供
 - ・債権処理（回収・整理）計画の策定及び達成状況の公表
- 県において既存の統一的な規定のない私債権に関する事務処理基準
 - ・督促（公債権を含む）、私債権の遅延損害金及び減免、強制執行等、履行期限の繰上げ、債権の申出等、徴収停止、履行延期の特約等、免除、債権の放棄及び議会への報告

(2) 今後の予定

- ・平成 25 年 9 月定例会に中間案を提出
- ・平成 25 年 10 月～11 月にパブリックコメントを実施
- ・平成 25 年 11 月定例会に条例案の提出を予定

税外の未収金対策について

地方自治法・民法等による債権管理

個別法によるもの

- ・債権毎に管理手法が異なる
- ・要領がない債権の場合は管理手法が不明

公債権から私債権までを網羅した手引書 (部局毎)

事務所間の取扱を統一 (個別債権管理の手引)

債権単位の要綱・要領

個別法令や条例・規則

個別法に基づく要綱・要領

これまでの体制

三重県債権管理推進会議

【所掌事務】
情報の共有化及び下記の事項の検討
(1) 税外債権に関する状況把握
※実態調査の実施
(2) 債権管理に係る方針の作成
(3) その他債権管理の一層の適正化の推進

(座長 総務部担当副知事)

三重県債権管理適正化指針

【内容】

- ◎債権管理方針
- 《県の基本姿勢》
- ①未然防止・管理手法
- ②債権回収の強化
- ③債権の適切な管理
- ④制度運用の強化
- ⑤債権管理の目標・公表

【新たな取組】

債権管理簿の統一
督促手続の統一
自己検査の導入
徴収強化月間の導入
処理計画の作成・公表

適正化指針に基づく債権管理

※全庁的に統一すべきものや、今まで規定していなかった手続を定める。

【債権管理の統一ルール】

- ・徴収停止・休眠法人への対応
- ・履行延期の特約等の手続整備
- ・不納欠損基準・破産法による免責
- ・延滞金減免基準
- ・履行期限の繰上げなど

- ・債権管理適正化指針に基づいた個別要綱・要領
- ・標準マニュアルを策定 (平成 25 年度)

他県の調査を踏まえた上で、
本県における長期管理債権等への対応策を検討

個別法令や条例・規則

個別法に基づく要綱・要領

指針策定後の債権管理体制

税外未収金の推移

(単位:円、%)

区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般	分担金及び負担金	10,911,416	12,915,097	12,569,934	14,919,348	11,294,985
	使用料及び手数料	13,709,511	15,269,722	18,180,312	3,534,192	3,665,731
	財産収入	189,720	189,720	189,720	189,720	189,720
	諸収入	2,128,725,110	2,229,438,786	2,334,130,339	2,583,389,663	2,702,948,666
	一般会計小計(県税除)	2,153,535,757	2,257,813,325	2,365,070,305	2,602,032,923	2,718,099,102
特別	母子及び寡婦福祉資金貸付事業	384,888,869	382,518,581	383,842,490	395,164,282	405,584,224
	あすなろ学園事業	1,137,019	1,376,240	2,285,912	2,643,272	4,169,239
	就農施設等資金貸付事業	54,040,665	54,736,954	58,367,954	49,877,165	47,806,117
	地方卸売市場事業	7,181,368	6,613,060	6,104,514	6,014,514	5,897,060
	林業改善資金貸付事業	9,997,526	9,817,526	9,697,526	15,442,526	20,929,650
	沿岸漁業改善資金貸付事業	26,523,944	27,372,894	27,961,589	31,617,549	30,477,936
	中小企業者等支援資金貸付事業	3,239,265,125	3,275,213,400	3,257,658,858	3,227,593,731	3,281,674,581
	流域下水道事業	22,839	-	-	-	-
	特別会計小計	3,723,057,355	3,757,648,655	3,745,918,843	3,728,353,039	3,796,538,807
企業	工業用水道事業	16,017	380,100	636,300	636,300	636,300
	病院事業	194,688,339	205,855,253	188,545,589	165,610,003	137,262,797
	企業会計小計	194,704,356	206,235,353	189,181,889	166,246,303	137,899,097
総合計(県税除)		6,071,297,468	6,221,697,333	6,300,171,037	6,496,632,265	6,652,537,006
対前年増減		△ 12.2	2.5	1.3	3.1	2.4

(参考) 県全体の未収金総額

(単位:円、%)

一般会計、特別会計、企業会計総合計	12,581,786,874	13,288,723,169	13,622,725,742	13,365,326,998	13,211,224,429
税外未収金の割合	48.3	46.8	46.2	48.6	50.4

税外未収債権一覧(76債権)

部局名	会計名	債権名	内 容	平成23年度未収金額 (金額単位:百万円)			うち	
				現年度分	過年度分	合計	居所等が不明で、主債務者と連絡がとれないもの	10年以上経過の私債権(注)
総務部	一般会計	庁舎電気・電話使用料分担金	電気使用料分担金1件、電話使用料分担金1件(納付が年度内に間に合わず、未収金として計上されるもの。1週間以内に全て納付済)	0.03	-	0.03	-	-
健康福祉部	一般会計	生活保護費返還金	生活保護法第63条返還金及び第78条徴収金	7	77	85	0	
	一般会計	介護福祉士等修学資金貸付金	介護福祉士等の資格を取得するために介護福祉士指定養成施設等に在学する者に対する貸付金の償還金	-	0.1	0.1	-	0
	一般会計	高齢者住宅整備資金貸付金	高齢者が居住する住宅を改造する工事資金に対する貸付金の償還金(現在は、新規貸付を行っておらず、延滞債権のみ)	-	28	28	6	6
	一般会計	障がい児入所施設措置費保護者等負担金	児童福祉法に規定する措置により施設入所を行った場合の本人又は扶養義務者の負担金	2	18	20	0	
	一般会計	障害者住宅整備資金貸付金	県に住所を有する障がい者又は障がい者と同居する親族に対し、障害者の居室などを増築、改築又は改造する資金の貸付を実施。(現在は、新規貸付を行っておらず、延滞債権のみ)	-	18	18	1	3
	一般会計	心身障害者扶養共済事業負担金	心身障害者扶養共済制度加入者の未払い掛金	0.7	11	12	7	7
	一般会計	心身障害者扶養共済過払年金返納金	心身障害者扶養共済過払い年金の返納	0.06	0.2	0.3	0	-
	一般会計	知的障害者施設入所者負担金	知的障害者施設の入所者負担金	-	2	2	-	
	一般会計	福祉手当返還金	福祉手当の返還金	-	0.4	0.4	-	
	一般会計	特別障害者手当返還金	特別障害者手当の返還金	-	0.3	0.3	-	
	一般会計	看護師等修学資金貸付金	看護師等修学資金の返還決定を受けた者の償還金	0.5	3	3	-	-
	一般会計	医師修学資金貸付金	医学生のための修学にかかる貸付金の償還金	15	4	19	-	-

部局名	会計名	債権名	内容	平成23年度未収金額（金額単位：百万円）				
				現年度分	過年度分	合計	うち	
							居所等が不明で、主債務者と連絡がとれないもの	10年以上経過の私債権（注）
健康福祉部	一般会計	健康管理手当返還金	健康管理手当の返還金	0.03	-	0.03	-	
	一般会計	国児学園保護費負担金	児童相談所が国児学園に措置を行った場合に、児童の属する世帯の主たる生活維持者から児童福祉法施行細則第32条により徴収する負担金	0.2	2	2	0	
	一般会計	児童扶養手当返還金	児童扶養手当と年金受給との重複受給等資格喪失による返還金	1	13	14	0	
	一般会計	未熟児養育医療自己負担金	養育医療の給付を行ったときは、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収する。（母子保健法施行細則第2条）	0.5	0.4	0.9	0	
	一般会計	児童措置費負担金	児童福祉法に規定する措置により施設入所を行った場合の本人又は扶養義務者の負担金	6	25	32	2	
	一般会計	草の実りハビリテーションセンター使用料	草の実りハビリテーションセンター使用料(入院料、洗濯料)	0.03	0.2	0.2	-	
	一般会計	草の実りハビリテーションセンター保護費負担金	草の実りハビリテーションセンターの措置児童の保護者の負担金	0.01	0.2	0.2	-	
	一般会計	児童入所施設措置費返還金	里親に対し支払われた里親手当の過払い分に係る返還金	0.3	-	0.3	-	
	一般会計	ひとり親家庭等日常生活支援事業利用料	ひとり親家庭等の自立促進のために家庭生活支援員を派遣することによる利用者負担金	-	0.003	0.003	-	-
	特別会計	母子及び寡婦福祉資金貸付金	母子家庭・寡婦家庭等の経済的自立を図るための無利子または低利子の貸付金の償還金	40	365	405	3	74
	特別会計	あすなろ学園患者使用料及び手数料	外来・入院患者の診察・入院料等の使用料及び文書料等の手数料	2	2	4	-	

部局名	会計名	債権名	内 容	平成23年度未収金額 (金額単位:百万円)				
				現年度分	過年度分	合計	うち	
							居所等が不明で、主債務者と連絡がとれないもの	10年以上経過の私債権(注)
環境生活部	一般会計	機器購入に係る弁償金	大気汚染常時監視機器購入に係る損害賠償金	29	-	29	-	-
	一般会計	専修学校又は各種学校入校者補助金返還金	専修学校又は各種学校入校者補助金の返還金	-	0.1	0.1	-	/
	一般会計	妊産婦出産費補助金返還金	妊産婦出産費補助金の返還金	-	0.06	0.06	-	/
	一般会計	民法第702条に基づく事務管理費用	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める事業者が放棄していたポリ塩化ビフェニル廃棄物等について、三重県が民法第697条「管理者の管理義務」に定める事務管理を行った際に要した費用	-	0.5	0.5	-	-
	一般会計	産業廃棄物の不適正処分に係る行政代執行費用	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の不法投棄等の不適正処分に係る原状回復として行政代執行を実施し、その費用について原因者に対して求償するもの	170	1,905	2,075	-	/
農林水産部	一般会計	損害賠償金弁償金	測量設計等入札談合に関する損害賠償金(損害賠償金及び遅延損害金)	-	60	60	-	-
	一般会計	契約解除に伴う違約金	契約解除に伴う違約金	-	0.2	0.2	0	-
	一般会計	過払前払金遅延利息	工事前払金返還に係る遅延利息	-	0.05	0.05	-	-
	一般会計	契約解除に伴う前払金返還利息	契約解除に伴う前払金返還利息	-	0.5	0.5	-	-
	一般会計	前払金返還遅延利息	工事前払金返還に係る遅延利息	-	0.5	0.5	0	-
	特別会計	農業改良資金貸付金及び違約金	農業経営の安定と生産力の増強に必要な農業改良資金の貸付に係る償還金及び償還金の延滞に伴う違約金。(現在は、新規貸付を行っておらず、延滞債権のみ)	1	46	47	-	8

部局名	会計名	債権名	内 容	平成23年度未収金額（金額単位：百万円）				
				現年度分	過年度分	合計	うち	
							居所等が不明で、主債務者と連絡がとれないもの	10年以上経過の私債権（注）
農林水産部	特別会計	旧三重県中央卸売市場市場電気水道料	旧三重県中央卸売市場の電気水道使用料金	-	1	1	-	
	特別会計	旧三重県中央卸売市場市場施設使用料	旧三重県中央卸売市場の市場施設使用のための使用料	-	4	4	-	
	特別会計	林業・木材産業改善資金貸付金	林業、木材産業を営む方のための、設備の充実に対する貸付金の償還金	6	14	20	-	-
	特別会計	沿岸漁業改善資金貸付金	県が直接貸付を行っている沿岸漁業者のための無利子資金（経営等改善資金、青年漁業者等養成確保資金）の貸付に関する償還金	-	30	30	3	15
雇用経済部	一般会計	中小企業従業員住宅家屋貸下料	中小企業職員住宅使用料	-	19	19	-	-
	一般会計	中小企業従業員住宅家屋貸下料に係る滞納処分費	中小企業職員住宅使用料に係る滞納処分費	-	23	23	-	-
	一般会計	サンアリーナ使用料	サンアリーナの施設使用料	-	5	5	-	
	特別会計	中小企業高度化資金貸付金	中小企業者等で構成される組合または当該組合員の集団化や共同化等の事業を実施するために必要な資金の一部を貸付。 （貸付資金；（独）中小企業基盤整備機構：約2/3、県：約1/3）	99	3,106	3,206	17	1,935
	特別会計	中小企業設備近代化資金貸付金	小規模企業者等が、設備投資を行う際に要する設備資金の一部を貸付。 （現在は、新規貸付を行っておらず、延滞債権のみ）	-	75	75	0	64

部局名	会計名	債権名	内 容	平成23年度未収金額（金額単位：百万円）				
				現年度分	過年度分	合計	うち	
							居所等が不明で、主債務者と連絡がとれないもの	10年以上経過の私債権（注）
県土整備部	一般会計	違約金及び延納利息等	契約解除違約金にかかる利息、契約解除前払金返還利息等	0.02	2	2	1	1
	一般会計	一般国道23号改築工事行政代執行費用	一般国道23号工事において、行政代執行を実施し、移転義務者に対して代執行費用の納付命令を行ったもの。	-	4	4	4	
	一般会計	債務不履行に基づく損害賠償債権	公共事業用地の売買契約上の債務不履行による売主に対する損害賠償債権、遅延損害金債権及び債権差押命令に係る執行費用	-	1	1	-	-
	一般会計	損害賠償金弁償金	測量設計等入札談合に関する損害賠償金（損害賠償金及び遅延損害金）	-	73	73	-	-
	一般会計	道路敷使用料	県管理道路の占用料	0.03	0.3	0.4	0	
	一般会計	道路損傷復旧費用	損傷した道路施設の修理費用の弁償	0.1	0.05	0.2	0	
	一般会計	河川使用料	河川法第24条許可にかかる土地占用料	0.3	0.9	1	0	
	一般会計	海岸使用料	海岸法第11条に基づく占用料	-	0.04	0.04	-	
	一般会計	海岸管理費負担金	海岸法第31条に基づく原因者負担金	-	2	2	-	
	一般会計	地所貸下料	地方自治法第238条の4に基づく行政財産の貸付料	0.1	0.2	0.3	-	-
	一般会計	岸壁荷揚場その他使用料	港湾法及び港湾施設管理条例の許可に基づく占用料・使用料	1	2	4	-	
	一般会計	県営住宅使用料	県営住宅使用料（家賃）	1	12	14	5	9
	一般会計	損害賠償金（県営住宅）	明渡請求を受けて、期限が到来した後も公営住宅を明け渡さない者に対する損害賠償金	1	7	9	4	0

部局名	会計名	債権名	内 容	平成23年度未収金額 (金額単位:百万円)				
				現年度分	過年度分	合計	うち	
							居所等が不明で、主債務者と連絡がとれないもの	10年以上経過の私債権(注)
県土整備部	一般会計	県営住宅駐車場使用料	県営住宅駐車場使用料	0.03	1	1	-	0
	一般会計	県営住宅目的外使用料	住戸及び駐車場の目的外使用を許可した場合、その使用料	-	0.1	0.1	-	-
出納局	一般会計	損害賠償金弁償金	模造品トナー納入による損害賠償請求訴訟における和解金	-	6	6	-	-
教育委員会	一般会計	高等学校等修学奨学金返還金	高等学校及び高等専門学校において経済的な理由により修学が困難な者に貸与した三重県高等学校等修学奨学金のうち、返還期日を経過しても納付がないもの。	16	37	54	0	-
	一般会計	高等学校授業料未収金	県立高等学校の授業料	-	3	3	-	/
	一般会計	報酬及び通勤手当過支給分戻入	報酬及び通勤手当過支給の返還金	0.06	-	0.06	-	-
	一般会計	自動販売機等光熱水費負担金	自動販売機等の設置業者に対する光熱水費の負担金(出納整理期間中(4月)に納付されたものの、三重県への収納が5月となったため未収金として計上されたもの。)	0.1	-	0.1	-	-
	一般会計	恩給・扶助料過払い戻入未払金	恩給・扶助料過払い戻入未払金	-	9	9	-	/
	一般会計	手当等過年度戻入	教職員の過年度分の給料・手当の戻入	0.1	-	0.1	-	/
	一般会計	学校施設弁償金	県立学校施設の毀損に伴う損害賠償金	-	0.5	0.5	-	-
	一般会計	違約金及び延納利息	工事業者の破産に伴い発生した契約違約金及び延滞利息	0.09	-	0.09	-	-
	一般会計	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金	三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与者が、高等学校を退学し、三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金等返還債務免除条例の適用を受けられず、返還債務が生じた。	0.1	0.8	1	-	-

部局名	会計名	債権名	内容	平成23年度未収金額（金額単位：百万円）				
				現年度分	過年度分	合計	うち	
							居所等が不明で、主債務者と連絡がとれないもの	10年以上経過の私債権（注）
教育委員会	一般会計	大学等進学資金貸付金	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に規定する対象地域の同和関係者の子弟で学校教育法に規定する短期大学及び大学に合格しながら、経済的な理由により進学が困難な者に対する貸付金	0.6	10	11	-	-
	一般会計	高等学校等進学奨励金返還金	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に規定する対象地域の同和関係者の子弟で高校・高専・大学・短大に進学する能力を持ち、将来、社会において有為な人材として活躍することが期待されながら、経済的な理由により進学が困難な者に対する貸付金	3	13	16	0	-
	一般会計	光熱水費負担金	体育施設利用のための照明費に対する電気料金	0.005	-	0.005	-	-
警察本部	一般会計	放置違反金	放置駐車違反に係る違反金	4	32	37	-	
	一般会計	自動販売機等光熱水費負担金	自動販売機の設置業者に対する光熱水費の負担金（制度上、納付が年度内に間に合わず、未収金として計上されるもの。1週間以内に全て納付済）	0.09	-	0.09	-	
企業庁	企業会計	工業用水道料金	工業用水使用料金	-	0.6	0.6	-	-
病院事業庁	企業会計	県立病院使用料等	県立病院で、診療、処置等を受けた者に対する使用料等（医療費）	-	137	137	1	3
合 計				417	6,235	6,652	63	2,130

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しているため、合計は一致しない場合があります。

また、金額百万円未満のものについては、未収金額は小数で表示、

居所不明・10年以上経過の額は0で表示。

（注）10年以上経過していても、時効が完成しているとは限りません。